

令和 年 月 日現在

## 居宅療養管理指導契約書

(患者氏名)様(以下「利用者」といいます)と医療法人 訪問歯科診療所ひまわり(以下「当医院」といいます)は居宅療養管理指導について次のとおり契約します。

### 第 1 条 (サービスの目的及び内容)

- 1 当医院は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。
- 2 サービス内容の詳細は、別紙【重要事項説明書】に記載のとおりとします。

### 第 2 条 (契約の有効期間)

- 1 この契約の有効期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までの利用者の要介護認定期間または要支援認定期間満期日とします。
- 2 有効期間満了日の7日前までに、利用者から契約更新を行わない旨の意思表示がない場合には、契約は自動更新されるものとします。
- 3 利用者が有効期間満期日までに更新を行わない旨の意思表示をしない場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとし、以降も同様とします。この場合において、本契約の有効期間は要介護・要支援更新認定有効期間を限度とします。

### 第 3 条 (個別サービス計画)

- 1 当医院は利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、個別に計画的にサービスを提供します。報告書はケアマネージャに交付します。
- 2 当医院は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望し、その変更が居宅サービス計画(ケアプラン)の範囲内で可能な場合には、速やかに計画の変更等の対応を行います。

#### 第 4 条（サービス提供の記録）

- 1 当医院は、サービスを提供したときは、あらかじめ定めた書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入します。
- 2 当医院は、第 1 項の記録書の書面を作成後、2 年間これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

#### 第 5 条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、【別紙 1】重要事項説明書に記載するとおりとします。ただし、契約の有効期間中、介護保険法等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。
- 2 利用者が正当な理由なく当医院に支払うべき利用者負担金を 3 ヶ月分以上滞納した場合には、当医院は 1 ヶ月以上の相当な時期を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わないときに限り、契約を解除することができます。
- 3 当医院は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、滞納を理由として居宅療養管理サービスの提供を拒むことはありません。

#### 第 6 条（利用者による解約）

利用者は 1 週間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解約することができます。

#### 第 7 条（当医院の解除）

当医院は利用者の著しい不信行為によりこの契約を持続することが困難となった場合には、この契約を解除することができます。この場合には、当医院は居宅サービス計画を作成した居宅サービス事業者（居宅介護支援事業者）にその旨を連絡します。

#### 第 8 条（契約の終了）

利用者が介護老人保健施設等に入所、又は要介護認定・要支援認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合には、この契約は終了するものとします。この場合には、当医院は速やかに利用者及び居宅サービス事業者（居宅介護支援事業者）にその旨を通知します。

#### 第 9 条（事故時の対応等）

- 1 当医院は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、家族への連絡その他、適切な措置を迅速に行います。
- 2 当医院は、サービス提供に当たって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、当医院の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

#### 第 10 条（秘密保持）

- 1 当医院は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、正当な理由がない限り漏らすことはありません。
- 2 当医院は、利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅サービス事業者（居宅介護支援事業者）との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を利用することができるものとします。

#### 第 11 条（個人情報使用同意）

本契約の成立は【別紙 2】（個人情報使用説明書）の同意を得られたものとします。

#### 第 12 条（苦情対応）

- 1 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、居宅サービス事業者（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援専門員、又は地域国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 2 当医院は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 当医院は利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。

#### 第 13 条（契約外事項等）

この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については関係法令の趣旨を尊重して、利用者と当医院の協議により定めます。

**【別紙1】**  
**居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導重要事項説明書**

＜令和 7年 1月 1日現在＞

1 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業者の概要

名称・法人種別	医療法人訪問歯科診療所ひまわり
代表者名	理事長 小西 慶孝
所在地・連絡先	(住所) 〒069-0801 江別市中央町1番地の14  (電話) 011-383-7120 (FAX) 011-383-7120

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人訪問歯科診療所ひまわり
所在地・連絡先	(住所) 〒069-0801 江別市中央町1番地の14  (電話) 011-383-7120 (FAX) 011-383-7120
事業所番号	0131032989
管理者の氏名	小西 慶孝

(2) 事業所の職員体制 (病院又は診療所の場合)

従業者の職種	人数 (人)	区 分	
		常勤(人)	非常勤(人)
管 理 者	1	1	0
歯科医師 (管理者を含む)	3	3	0
歯科衛生士	4	2	2
歯科助手・受付・他	9	4	5

(3) 診療時間

	診療時間
月火水木金土	9:00～11:30 14:00～17:30
休診日	日曜日・祝日

3 サービスの内容と費用

(1) サービスの内容

介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導の種類	内容
1 歯科医師が行う居宅療養管理指導	担当の歯科医師が、通院が困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な歯科医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。 また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。
2 歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導	担当の歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士等が利用者の居宅を訪問し、療養上必要な指導として利用者の口腔内での清掃又は有床義歯の清掃に関する実地指導を行います。

(2) 費用（利用料）

介護保険の適用がある場合は、原則として下記料金表の利用料金が利用者の負担額となります。単一建物の利用者数により①、②または③となります。

【料金表】

介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導の種類	利用料金 単一建物の利用者数により異なります
歯科医師が行う居宅療養管理指導	1ヶ月に2回を限度として 1回あたり①517円②487円③441円のいずれか
歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導	1ヶ月に4回を限度として 1回あたり①362円②326円③295円のいずれか

- ① 歯科医師が行うものは単一建物で1人の利用者様へ提供した場合1人1回につき  
517円、2～9人の場合は487円、10人以上の場合は441円の費用がかかり  
(1割負担の場合)、月の算定上限は2回と決まっています。  
歯科衛生士が行うものは単一建物で1人の利用者様へ提供した場合1人1回につき  
362円、2～9人の場合は326円、10人以上の場合は295円の費用がかかり  
(1割負担の場合)、月の算定上限は4回と決まっています。
- ② 一般的に介護保険をお持ちでない方に対しては医療保険において同様な内容の「訪問歯科衛生指導」が算定されますが、介護保険をお持ちの方については医療保険より介護保険が優先される原則の下、介護での算定となります。
- ③ 治療を行った場合は別途治療費（医療費）が発生します。

#### 4 利用料等のお支払方法

原則として月締め後の翌月27日に口座振替となりますが、集金や振込もご相談に応じて可能です。月初に請求書兼領収書を発行し、お申し出のお支払方法にてお支払いとなります。

#### 5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者	小西 慶孝
	ご利用時間	月火水木金土 9:00～17:30
	ご利用方法	電話 011-383-7120

#### 6 お客様へのお願い

サービス利用の際は、介護保険被保険者証を提示してください。

## 【別紙 2】

### 個人情報使用説明

当医院は利用者及びその家族の個人情報について、必要な場合は必要最小限の範囲内で使用いたします。

#### 1 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合

#### 2 使用するサービスの種類

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

#### 3 使用する期間

居宅療養管理指導契約書 第 ㉗ 条（契約の有効期間）に準ずる。

#### 4 条 件

- (1) 主治医ならびに疾患担当医に、疾患に関する情報提供を依頼する事があります。
- (2) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。
- (3) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録いたします。